別表

地震防災隊組織表

|  |  |
| --- | --- |
| （地震防災隊長）（地震防災副隊長） | （情報収集連絡班） |
| 班長　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　 |
| （避難誘導班） |
| 班長 |  |  |

地震防災隊活動要領

|  |  |
| --- | --- |
| 担　当　区　分 | 任　務　内　容 |
| 地震防災隊長地震防災副隊長 | ⑴　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。⑵　南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。⑶　避難誘導班に　　　等の避難誘導にあたらせること。⑷　地震の場合の一次避難場所は　　　　　　　　　　　　　とするが、大津波の発生が予想されるため、二次避難場所である　　　　　　　　　　　　に　　　等及び　　　を避難させること。⑸　前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。 |
| 情報収集連絡班 | ⑴　隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。⑵　隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次号に定める手段を用い、　　　等、その他の　　に伝えること。⑶　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた　　等に対する情報伝達のための例文を定めておき、放送設備、拡声器、メガホン等を用いて伝えること。なお、通常の伝達手段が放送設備等の場合は、地震等の影響により寸断されることも考慮し、他の伝達手段を確保しておくこと。 |
| 避難誘導班 | ⑴　地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに配置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。⑵　隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、　　　等を避難誘導すること。⑶　避難誘導の際には、拡声器、メガホン等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。⑷　　　　等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。 |

別図

地震対策避難場所経路図

※１　避難場所及び避難経路が分かる図を記載（添付）してください。

※２　避難経路は、地割れ、家屋倒壊、土砂災害などの複合的災害を考慮し、２ルート

　　以上を記載してください。